



* 寄贈品は、菓子などの「加工食品」とシャンプー・文具などの「雑貨」を一括で寄贈される。

【対象外商品】

販売鮮度1ヶ月未満の商品、危険物・発火物（ライター等）、おにぎり・弁当等の日配品、本・雑誌、6～9月のチョコレート菓子、アイスクリームなど温度管理が必要な商品、酒・煙草など免許品